

第2号様式（第12条関係）

令和6年度 第2回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和6年7月5日（金） 午前10時00分から
- 2 場 所 大和市役所 会議室棟202会議室
- 3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、篠田優里委員、関根孝子委員、佐藤直大委員
- 4 傍聴人数 0人
- 5 次 第
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 報告事項
 - ①保有個人情報に係る事故発生状況報告
【健康福祉部障がい福祉課】
 - ②保有個人情報に係る事故発生状況報告
【総務部人財課】
 - ③保有個人情報に係る事故発生状況報告
【こども部ほいく課】
 - ④保有個人情報に係る事故発生状況報告
【総務部資産税課】
 - (3) 議 題
保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（諮問：継続審議）
【No.27 案件：教育委員会 指導室】
 - (4) その他

6 議事要旨

報告事項

① 保有個人情報に係る事故発生状況報告【健康福祉部障がい福祉課】

(担当課が入室、説明)

会 長 表面と同じ形式の文書が裏面に印刷されたのか。

担 当 そうである。

委 員 片面印刷を予定していた通知書を両面印刷したならば、予定していた印刷枚数に齟齬が生じるのではないか。

担 当 最初に通知書の合計数は確認していた。また、印刷状況を記録した指示ログをとっている。そちらを確認したところ複数のグループに分けて印刷を行っており、そのうちの一つのグループで両面印刷を行っていた。この場合、印刷枚数は半分になるはずだが、本件においては一つのグループについて印刷指示を2回行っており、それぞれ両面印刷と片面印刷が行われていた。そのため印刷枚数に余剰が発生し、その後のチェック工程の中で印刷枚数が不足することがなく、そろっている状態になってしまった。余剰分の通知書について疑問は残ったものの、その後、紙折り機を使った作業の中で破損してしまった通知書とともに処分してしまった。

会 長 報告を受けた後に不備が発覚するような実務状況なのか。

担 当 そのような面がある。

委 員 通知書を作成したのは3月9日であるが、第一報と第二報に関する作業はどちらも同日に行ったものか。

担 当 そうである。

委 員 報告を受けた日時の期間が空いているが、その期間内に本件漏えいが発覚する機会はなかったのか。

担 当 第一報を受けた際の原因分析に誤りがあったために発覚が遅れた。第一報を受けた当初、自動折り機の不具合により通知書が破損したことによる再印刷が本件漏えいの原因であると推測していたが、第一報と同様の内容である第

二報を受け、当初の原因分析は誤りであったと判断した。そこで改めて調査を行ったところ、原因・報告事項（2）にある原因が判明し、本件漏えいに係る本人の数は1名ではなく17名であることが判明した。原因分析の誤りについては分析の甘さが原因であると考ええる。

委員 第一報と第二報は同様の報告内容であり、発生原因も同一のものなのか。

担当 そうである。

委員 紙折り機の不具合で通知書が破損した場合、再印刷を行うとのことであるが、その場合も破損分のみ機械にかけるものなのか。

担当 グループごとに機械にかけている。そのため一部を再印刷した場合も、上乗せして機械作業にかけている。また、それが本件漏えいの原因の一つであると考ええる。今後、再印刷を行った際は自動折り機を使用せず、手作業で完結させることで再発防止に努める。

委員 一つのグループを2回印刷したのか。

担当 印刷の際にボタンを押せているかがわからず2回押すことがあり、その場合本件のように2回印刷が行われる。システムのログ状況としては2度押しされている状態である。また、このことから本人に2回印刷したという認識がなかった。

委員 一部ごとに印刷の種類が異なるという状況は、意図的な指示がないとありえないことなのではないか。

担当 コピー機は基本的に両面印刷が設定されているため、都度片面印刷に設定する必要がある。本件に関しては2度目の印刷を行う際に片面印刷を設定しなかった可能性が高い。

委員 今後は送付前に印刷の種類チェックが可能な体制をつくるのか。

担当 そのつもりである。文書送付の際、本来は正本をコピーし副本を作成するのだが、本件においてはそれがなされておらず、副本を副本として印刷しており正式なコピーがなされていなかった。そのため、送付したものと本来の内

容に不一致があった。今後は正本を一度コピーし、それを副本として扱うことで再発防止に努めていく。

委員 一部の申請者の親族がこの事故の対応結果や再発防止策について回答を求めているとのことだが、その方にのみ回答するのか。

担当 漏えい被害者である 17 名のうち 16 名は謝罪の際に口頭で了解を得られたが、1 名については原因の分析、再発防止策が定まらない状態では了承し難いとの意見をいただいた。そのため、この 1 名については個別に対応しようと考えている。

(担当課が退室)

② 保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部人財課】

(担当課が入室、説明)

委員 通知書発送の際、封筒への住所の記入は何に基づいて行われているのか。

担当 氏名と組合員証番号に基づいて記入を行っている。組合員証番号は職員固有のものであるため、通常は組合員証番号を用いてシステムから住所を割り出し、封筒を作成している。本件漏えい事故は氏名のみで宛先を判断したことが原因である。また、正規職員と会計年度任用職員でシステムの種類が異なり、先に正規職員を対象に作業を行ったところ、氏名検索の結果が一件のみで、同姓同名の人物が検索結果として表示されなかったことから、そのまま誤送付してしまった。

委員 宛先の判断基準は組合員証番号のみなのか。

担当 そうである。

委員 生年月日等は基準として用いないのか。

担当 氏名、生年月日は重なる可能性があるが、組合員証番号が重なることはない。そのため組合員証番号を判断基準として用いている。

(担当課が退室)

③ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【こども部ほいく課】

委員 公表予定はなしとあるが、その判断基準は何か。県は漏えい事故があった場合に記者発表を行う。大和市における運用はどうなっているのか

担当 本件漏えいに係るアドレスは全て個人用のアドレスであるものの、全て施設担当者用のアドレスとして周知されていたものであり、既にそのアドレスを用いて通知先同士でのやり取りを行っていた。そのため担当課の方で本件漏えい事故公表の必要性はないと判断した。

会長 事故に係る本人の数が17名とのことだが、17か所に送信を行ったのか。

担当 88か所に送信を行った。17名分以外は個人のアドレスが含まれていなかった。そのため事故に係る本人の数を17名としている。

委員 本件のような業務内容のメールは度々送信する機会があるのか。また、同様の事故が発生したことはあるのか。

担当 同様のメールを送信する機会は度々あるものの、久々に取り組んだ事業だったためミスが起きてしまった。通常であれば送信前にその内容についてダブルチェックでの確認作業を行い、課内で決裁をとっているが、今回はそれを行わずに送信してしまった。

委員 施設担当者用のアドレスは、完全に事業内でのみ使用するものなのか。

担当 そうである。

委員 今後の運用として、事業所と担当者、双方にメールの送信を行うのか。

担当 双方へメールの送信を行う予定である。また、送信の際にはBCCを徹底し、事故再発防止に努める。

(担当課が退室)

④ 保有個人情報に係る事故発生状況報告【総務部資産税課】

会長 事故発生の原因について詳しい説明を求める。

担当 前提として、市役所内の複数の事業で同一の基幹システムを用いている。本件漏えい事故発生の原因としては、他の部署の方が同姓同名である別人の住所変更をシステム上に反映してしまい、担当課が業務に取り組んだ際、そちらのデータをもとに納税通知書が送付されてしまった。また、同姓同名の人

物の場合でも本来データの上書きは発生せず、番号を変えて管理すればこのような事故は発生しない仕組みになっている。

会 長 つまり、本件漏えいはシステム上の問題ではなく、人的ミスによるものか。

担 当 そうである。また、このミスについては担当課以外の課によるものだと考える。

委 員 大和市から通知書を送付する際の住所はシステムでの一括管理なのか。

担 当 そうである。市役所内で共通のシステムを使用している。

委 員 住所変更の申請をした場合、別の業務に携わる他の課の人が手続きをしてもデータの変更は可能なのか。

担 当 可能である。

委 員 システムの運用期間はどれくらいか。

担 当 担当課においては税関係（主に納付書）の業務で長い間使用している。金銭に係ることは全て同様のシステムを使用している。

事務局 大和市に在住している人については住民票での管理を行っており、その情報が通知先として宛名管理システムに管理されている。しかし、資産税関係のように他の地域に転入してしまった人については住民票での管理が不可能となる。システム上のデータ変更の権利者については、住所の変更があった際は全課で管理する趣旨のシステムであるため、対象業務に係る全課にデータ変更の権利がある。また、その際、該当データが他の業務でも使用されている場合、他の課に確認をとってからデータの変更を行う運用となっている。

委 員 氏名での判断を行った場合、同姓同名の人物が複数名存在することが予想される。生年月日の確認は行わなかったのか。

担 当 資産税業務の性質により、生年月日の確認は行わなかった。納税通知書送付の際は登記簿の方から住所等を抽出する。そこに生年月日の記載がなかったため、確認は行わなかった。

委 員 住所等、変更の可能性が高い情報ではなく、生年月日のような変更されない情報を確認の対象とするべきではないか。

担 当 基本的には生年月日を含めた三点確認をするべきだと考える。しかし、固定資産税情報として生年月日は抜けてしまうため、運用上それは不可であると考ええる。

委 員 用語の確認として、納税義務がない人に納税通知書を送付することが課税誤りにあたるのか。

担 当 そうである。

(担当課が退室)

議 題

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について

【No. 27 案件：教育委員会 指導室】

(審査請求案件につき非公開)

以上